

管 理 規 程
(改定4版)

社会福祉法人諏訪ノ森会
ケアハウスリラ

社会福祉法人諏訪ノ森会
ケアハウスリラ管理規定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人諏訪ノ森会が設置するケアハウスリラ（以下「施設」という）の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な運営と老人福祉法の理念に基づき、利用者の処遇の充実並びに生活の安定を図ることを目的とする。

(管理運営方針)

第2条 施設の運営管理については、老人の特性に配慮した住みよい住居を提供し、利用者の自主性の尊重を基本として、利用者が明るく心豊かな生活ができることを基本方針とし、提供するサービスは、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴の準備
- (3) 各種生活相談と助言
- (4) 疾病、負傷等緊急時の援助

(利用者の定員)

第3条 施設の利用者定員は15名とする。

(利用者の資格)

第4条 施設に入居できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 年齢は60歳以上であること。ただし、夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であれば差し支えない。
- (2) 身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であり、家族と同居できない者及び自炊等に困難で不安のある者。
- (3) 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わない者で共同生活に適應できる者。
- (4) 介助を必要としないで、自立で日常生活を営むことができる者。
- (5) 生活費に充てる事ができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が払える者。
- (6) 確実な保証能力を有する身元保証人がたてられること。

(利用料等)

第5条 施設の利用料等の額は、国が定める基準に従って定めるものとする。

第2章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

第6条 施設には次の職員をおく。

- (1) 施設長 1名

- (2) 生活相談員 2名
- (3) 介 護 員 5名
- 計 8名

(生活相談員と介護員の人数は必要に応じ変更することがある。)

但し、理事長の承認を得て事務員と栄養士をおくことが出来るものとする。

なお、介護員の定数については利用者の状態に応じたサービスが継続できるように適宜増員できるものとする。

(職 務)

- 第7条
- 1 施設長は、理事長の命を受け所属職員を指揮監督し、施設の業務を統括する。
 - 2 生活相談員は、利用者の生活向上に必要な生活指導・相談・援助等に従事する。
 - 3 介護員は、利用者の援助並びに施設の環境整備作業を行う。

第3章 入居及び退居

(入居の申し込み)

- 第8条
- 1 施設への入居希望者は、入居申込書を提出するものとする。
 - 2 施設は入居申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、入居申し込みの登録を行うものとする。

(入居希望者の面接調査)

- 第9条
- 1 入居希望者の調査は、本人及び身元保証人との面接により行うものとする。
 - 2 前項の調査は生活状況、家族状況等について詳細に聴取すると共に、健康診断書の提出を求め、健康状態を把握するものとする。
 - 3 前項の調査の結果、入居を適当と認めた者に対しては、入居を承認する旨を、また、入居を不適当と認めた者に対しては、入居を承認しない旨を本人に通知するものとする。

(入居の手続き)

第10条 入居を承認されたものは、次の書類を施設長に提出しなければならない。

- (1) 入居契約書
- (2) 身元保証書
- (3) その他、施設長が特に必要を認めた書類

(利用者台帳の整備)

第 11 条 利用者に対しては、入居時に提出の健康診断書をもとに、本人のこれまでの生活状況、家庭状況を利用者台帳に記録し、入居後の健康管理、相談、助言等に備えるものとする。

(退 居)

第 12 条 利用者は退居しようとするときは、退居届を提出しなければならない。

(死 亡)

第 13 条 施設長は、利用者が死亡したときは、身元保証人に連絡する等必要な措置をとるものとする。

(入居の取消)

第14条 施設長は、利用者が各号の一に該当するときは、入居を取り消すことができる。

- (1) 不正又は偽りの手段によって入居の承認を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく利用料を3ヶ月以上滞納したとき。
- (3) 日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき。
- (4) 身体的又は精神的疾患若しくは欠陥のため、施設の生活に著しい支障をきたす恐れがあると認められたとき。
- (5) 前各項のほか、施設での生活が不適當と認められたとき。

(居室の変更)

第15条 施設長は利用者が次の各号の一に該当するときは、居室の変更をすることができる。

- (1) 2人居室の利用者が、いずれか一方の死亡等により1人となったとき。
- (2) 利用者の身体機能の低下等、居室を変更することが適當と認められるとき。
- (3) その他、施設長が必要と認められるとき。

(処遇上の基本方針)

第16条 利用者の処遇については老人福祉法の理念に基づき、利用者がその心身の状況に応じて快適な日常生活を営むことができるように配慮しなければならない。

(相談、助言)

第17条 利用者に対しては、親身になって各種相談に応ずると共に、適切な助言を行い、必要に応じて行政や在宅福祉サービス等の実施者と十分な連携をとり、その利用等について積極的に援助を行うものとする。

(食 事)

第18条 1 利用者に対して毎日3食を給し、老人に適した食事を提供するものとする。
ただし、予め食事をしない旨の連絡があった場合には提供しなくてもよいこととする。
2 食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、栄養士による毎日の献立表を作成して栄養のバランスに留意するものとする。

(入 浴)

第19条 1 集合浴室の入浴は隔日とし、利用者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行う
2 その他の浴室の入浴及びシャワーは利用者が常時使用できるよう配慮する。
3 原則として、個別の入浴介助は行わないこととする。

(生活援助)

第20条 1 利用者に対する日常生活の援助は、原則として実施しないものとする。
2 利用者が入居後において心身の障害等で家事等が独力で出来ず、又病気等で介護

者が必要になった場合には、地域の在宅福祉サービス等が受けられるよう迅速な措置をとることとする。この場合、所要の費用は利用者の個人負担とする。

(保健衛生)

第21条1 利用者の定期健康診断は、年1回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。

2 利用者の健康保持に当たっては、特に老人特有の疾病の予防に努めるものとする。

3 利用者に対し随時保健衛生知識の普及指導を行うものとする。

4 入所者の病状の急変等に備えるため下記の医療機関を協力医療機関とする。

所在地 青森市大字諏訪沢字丸山66

名 称 医療法人丸山会 諏訪沢クリニック

所在地 青森市大字浜館字見取15-1

名 称 東ミナトヤ歯科医院

第4章 利用者の規律

(利用者の心得)

第22条 施設長は、利用者が守るべき、「ケアハウスリラでの約束事」を利用者に配布し、その趣旨を十分周知徹底しなければならない。

(約束事の遵守)

第23条 施設長は、施設の円滑な運営を図るため、利用者が「ケアハウスリラでの約束事」を遵守し、施設の諸行事、事業等に参加協力するよう努力することとする。

(外出及び外泊)

第24条 利用者が、外出及び外泊しようとするときは、「外出届又は外泊届」に所要事項を記入し、届け出るものとする。

(来訪者)

第25条 来訪者が自室に宿泊しようとするときは、必ず施設長の承認を受けなければならない。

(健康保持)

第26条 利用者は常時自ら健康保持に努めることとし、施設で行う健康診断は正当な理由がない限り拒否してはならないものとする。

(環境整備)

第27条 利用者は、常に居室を清潔に整理、整頓して良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設の建物内外の清掃・除草等の環境整備には積極的に協力することとする。

(身上変更の届出)

第28条 利用者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

(融和と信頼)

第29条 利用者は、相互に親睦と信頼を深め、よき隣人として融和し、他人の人権を無視する等の言動がないように努めるものとする。

(居室内の工作)

第30条 利用者は、施設長の承認を得ずに居室の形状を変更するような工作を加えてはならない。

(承認を必要とする事項)

第31条 利用者は次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ施設長の承認を得なければならない。

- (1) 敷地内に工作をしようとするとき。
- (2) 敷地内に自動車を保有しようとするとき。

(動物飼育の禁止)

第32条 利用者は、居室又は敷地内において小鳥及び小型魚類以外の動物を飼育してはならない。

(損害賠償)

第33条 利用者は、故意又は重大な過失によって、建物・設備及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、または、原状に回復しなければならない。

第5章 非常災害対策

(非常災害対策)

第34条 施設長は火災・地震・風水害等非常災害に備えて、消火・避難・救出等に関する計画を定め、定期的に訓練の実施等万全の対策を講ずるとともに、利用者が常に防災に心掛けるよう指導しなければならない。

(火気取締)

第35条 施設長は、日頃より職員とともに施設の防火管理に努め、法人全体を管理する防火管理者の指示に従い、防火・避難訓練を行う。

第6章 夜間の管理体制

(非常連絡通報網)

第36条 施設長は、利用者等の安全と緊急時に対処するため、社会福祉法人諏訪ノ森会の経営する関連施設間の協力を得るように非常連絡網を整備して、緊急対応できるよう万全の体制を講ずるものとする。

第7章 雑 則

(地域社会の連携)

第37条 施設長は、常に地域社会との連携を深め、利用者が地域の一員として、自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮しなければならない。

附 則

この規程は平成２６年３月１８日より施行する。

この規程は平成２８年８月２５日より施行する。

この規程は平成３１年１月１７日より施行する。

この規程は令和　２年４月２０日より施行する。